

(教育公務員特例法施行令第三条の二の規定に基づく文部省所轄機関等の長等の選考の手續及び任期等を定める手續に関する省令の一部改正)

6 教育公務員特例法施行令第三条の二の規定に基づく文部省所轄機関等の長等の選考の手續及び任期等を定める手續に関する省令(昭和五十九年文部省令第三十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一(第二条第一項関係)「学位授与機構」を「大学評価・学位授与機構」に改める。

大学評価・学位授与機構	大学評価・学位授与機構組織運営規則(平成三年文部省令第三十八号)第五項に規定する評議員会(以下「大学評価・学位授与機構評議員会」という。)	大学評価・学位授与機構組織運営規則第六條第一項に規定する運営委員会(以下「大学評価・学位授与機構運営委員会」という。)
-------------	---	---

別表第二(第二条第二項関係)「学位授与機構」の項を次のように改める。

大学評価・学位授与機構	大学評価・学位授与機構運営委員会
-------------	------------------

別表第三(第三条関係)「学位授与機構」の項を次のように改める。

大学評価・学位授与機構	大学評価・学位授与機構評議員会
-------------	-----------------

別表第四(第四条関係)「学位授与機構」の項を次のように改める。

大学評価・学位授与機構	大学評価・学位授与機構運営委員会
-------------	------------------

7 国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法第二条第二項の規定に基づく学位授与機構において任用される外国人の国立の大学の教員に相当する職員等の任期に関する省令の一部改正)

国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法第二条第二項の規定に基づく学位授与機構において任用される外国人の国立の大学の教員に相当する職員等の任期に関する省令(平成三年文部省令第四十一号)の一部を次のように改正する。

題名中「学位授与機構」を「大学評価・学位授与機構」に改める。

第一条及び第二条中「学位授与機構」を「大学評価・学位授与機構」に改める。

8 大学の教員等の任期に関する法律第六条の規定に基づく大学共同利用機関等の職員のうち専ら研究又は教育に従事する者の任期に関する規則を定める手續及び任期を定める手續に関する省令(平成九年文部省令第三十四号)の一部を次のように改正する。

大学評価・学位授与機構	大学評価・学位授与機構組織運営規則(平成三年文部省令第三十八号)第六條第一項に規定する運営委員会
-------------	--

○文部省令第二十六号

不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)

第三十五條第三項の規定に基づき、奈良県の区域内に所在する史跡その他の遺跡の保存のための不動産の購入に係る文部省の所管に属する不動産に

奈良県の区域内に所在する史跡その他の遺跡の保存のための不動産の購入に係る文部省の所管に属する不動産に関する権利の登記嘱託職員を指定する省令の一部を改正する省令

奈良県の区域内に所在する史跡その他の遺跡の保存のための不動産の購入に係る文部省の所管に属する不動産に関する権利の登記嘱託職員を指定する省令(昭和三十八年文部省令第二十二号)の一部を次のように改正する。

奈良県の区域内に所在する文部大臣の所管に属する国有財産に係る不動産に関する権利の登記嘱託職員を指定する省令

本則中「予算決算及び会計令(昭和二十二年勅令第六十五号)第四百十條第三項の規定により文部大臣によって指定された支出負担行為に関する事務を取り扱う奈良県の職員が同県の区域内に所在する史跡その他の遺跡の保存のために当該支出負担行為に係る委任事務の範囲内において購入した」を「国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第九條第三項及び同法施行令(昭和二十二年政令第二百四十六号)第六條第八項の規定に基づき奈良県が同県の区域内に所在する文部大臣の所管に属する国有財産の維持及び保存を行う場合の文部大臣の所管に属する」に改める。

附則

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

○文部省令第三十七号

介護保険法施行令(平成十年政令第四百十一号)第三十七條第一項第三十四号の規定に基づき、介護保険法施行令第三十七條第一項第三十四号に掲げる規定として文部大臣が定めるものを定める省令を、次のように定める。

平成十二年三月三十一日

文部大臣 中曽根弘文

介護保険法施行令第三十七條第一項第三十四号に掲げる規定として文部大臣が定めるものを定める省令

介護保険法施行令(平成十年政令第四百十一号)第三十七條第一項に掲げる規定として文部大臣が定めるものは、次のとおりとする。

へき地教育振興法施行規則(昭和三十四年文部省令第二十一号)の規定

附則

1 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

2 老人保健法施行令別表第二第三十一号に掲げる規定として文部大臣が定めるものを定める省令(昭和六十三年文部省令第二号)は、廃止する。

○文部省令第三十八号
義務教育費国庫負担法第二条但書の規定に基き教職員給与と費等の国庫負担額の最高限度を定める政令(昭和二十八年政令第六十六号)第三條第一項(公立養護学校整備特別措置法施行令(昭和三十三年政令第三百二十八号)第九條において準用する場合を含む。)の規定に基づき、義務教育費国庫負担法第二条但書の規定に基き教職員給与と費等の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則及び公立養護学校整備特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十二年三月三十一日

文部大臣 中曽根弘文

義務教育費国庫負担法第二条但書の規定に基き教職員給与と費等の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則及び公立養護学校整備特別措置法施行規則の一部を改正する省令

(義務教育費国庫負担法第二条但書の規定に基き教職員給与と費等の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則の一部改正)

第一条 義務教育費国庫負担法第二条但書の規定に基き教職員給与と費等の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則(昭和三十九年文部省令第三十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一(第一條関係)

級 級	年 数	率
1 年未満	2 年未満	5
1 年以上	2 年以上	6
2 年以上	3 年以上	7
3 年以上	4 年以上	8
4 年以上	5 年以上	9
5 年以上	6 年以上	10
6 年以上	7 年以上	12
7 年以上	8 年以上	13
8 年以上	9 年以上	14
9 年以上	10 年以上	15
10 年以上	12 年以上	16
12 年以上	14 年以上	18
14 年以上	15 年以上	19
15 年以上	16 年以上	20
16 年以上	18 年以上	21
18 年以上	19 年以上	22
19 年以上	20 年以上	24
20 年以上	22 年以上	25